

中津市民病院WEBサイトリニューアル委託業務

実 施 要 項

令和6年2月

中津市立中津市民病院

「中津市民病院 WEB サイトリニューアル委託業務」
公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

現行の中津市民病院ホームページ（以下「病院ホームページ」という。）が抱える課題を解決し、閲覧者にとって見やすく、また専門知識を要しない担当者が効率よく情報発信ができる環境を構築し、情報取得ニーズに柔軟に対応できる安定したホームページの運用を実現するため、プロポーザル方式により事業者（以下、「運営事業者」という。）を選定するものである。

2 契約に付する事項

(1) 業務名

中津市民病院WEBサイトリニューアル委託業務

(2) 移行・導入作業期間

契約締結日から令和6年8月31日

※ 令和6年9月1日に本稼働させること。

詳細なスケジュールについては、本市と別途協議の上で決定する。

(3) 業務内容

別紙「中津市民病院WEBサイトリニューアル委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(4) 提案上限額

予定額 2,600,000円（令和6年第1回中津市議会定例会議決後に確定）

※ 本業務に係る一切の経費（移行・導入作業、ハードウェアを含むシステム稼働にかかる費用）の合計とする。

※ なお、本件は、「令和6年度中津市病院事業会計予算（令和6年3月の令和6年第1回中津市議会定例会）」の成立を前提に事業化される停止条件付事業である。

円滑に事業を進めるため、予算成立前に公募を実施するが、予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しない。

(5) 著作権等

本業務で取得した全ての財産は中津市へ帰属するものとし、本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。）は中津市へ帰属するものとする。また、成果物及び委託契約に基づく市の成果物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

3 参加資格

本業務に関する十分な知識及び技術を有し、次に掲げる条件をすべて満たしている事業者であること。

※資格要件確認のため、中津市から大分県警察本部に照会する場合あり。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 参加申し込みの時点において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による制限を受ける者でないこと。
- (3) 参加申し込みの時点において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てをしているものでないこと。
- (4) 本市の指名停止を受けている期間でないこと。
- (4) 過去 5 年以内に医療機関において、CMS の導入・利用を前提とするホームページ構築若しくは再構築の実績を有していること。
- (5) 地方税及び国税について滞納がないこと。
- (6) 財務状況等から本業務の遂行が困難となるおそれがないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれに準じる団体をいう。）ではないこと。
- (8) 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 3 号第 6 号に規定する暴力団員及びそれに準じる者をいう。）ではないこと。

4 実施要項等関係書類の配布

病院ホームページから関係書類をダウンロードすること。

※病院ホームページ <http://www.city-nakatsu.jp/hospital/>

なお、窓口での配布は行わない。

5 プロポーザル参加申込

- (1) 受付期間
令和 6 年 2 月 14 日（水）～令和 6 年 2 月 26 日（月）午後 5 時まで
- (2) 提出書類
 - ・（様式 1） 参加申込書 1 部 ※代表者印を押印したもの
 - ・（様式 2） 会社概要書 1 部
 - ・（様式 3） 受注実績調書 1 部
- (3) 提出方法
総務課施設用度係へ事前に電話連絡のうえ、参加申込書等を持参、または郵送で提出すること。ただし、持参の場合の受付は開庁日の午後 5 時までとし、郵送の場合は受付期間内必着とする。
- (4) 参加資格の審査

参加資格の審査結果は、令和6年2月28日（水）までに、参加申込書に記載された連絡先にeメールで通知する。

6 質疑及び回答

(1) 受付期間

令和6年2月14日（水）～令和6年2月21日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

（様式4）質疑書に記入の上、質問書はeメール及びFAXもしくは持参して提出すること。
なお、件名は「【会社名】中津市民病院 WEB サイトリニューアル委託業務質疑」とすること。

※ 提出に当たっては、必ず質疑書の発信を総務課施設用度係に電話で連絡すること（土・日及び閉庁日を除く）。

※ 受付期間を過ぎた質問のほか、電話やFAX、訪問による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

令和6年2月22日（木）午後4時までに、その都度eメールにて回答を行なう。

また、必要であれば全参加者へ回答する。

※ 回答した内容は、本実施要項の追加及び修正とみなすものとし、回答に対する問合せ及び異議申立ては一切受け付けない。

7 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年3月11日（火）午後5時まで

(2) 提出書類

仕様書の内容を熟慮し提案書等を1式として、10式提出してください。提案書等は仕様書の内容を踏まえ、専門的知識を有しない者でも理解できるように、わかりやすく具体的に記述してください。なお、各提案書の様式は任意とします。

8 選考審査

プレゼンテーション（20分）及び質疑応答（20分）により審査を行う。

(1) 日程等

① 日時 令和6年3月12日（火）予定 ※詳細は別途連絡

② 場所 中津市民病院 ※詳細は別途連絡

③ 出席者 1提案者3名以内（プロジェクトリーダーは必ず出席すること）

④ 実施時間 1提案者40分以内

・プレゼンテーション20分以内

・質疑応答20分以内

⑤ 順番 企画提案書を提出した順番とする。

(2) 選考方法

次の項目及び配点にて審査し、各項目の得点の合計が最も高いものを採用します。ただし、採点の合計得点が一定の水準に満たさない場合は採用しません。

- ① サイト構成 20点
- ② ページデザイン 20点
- ③ 更新のしやすさ等の利便性 20点
- ④ 業務遂行の確実性 20点
- ⑤ 見積金額 20点

(3) 選考の結果通知

選定後、すべての応募者に対し、結果を通知します。

(4) 費用負担

提案書の作成及び提出に要する費用は、すべて提案者の負担とします。

9 審査結果の通知等

最終の審査結果については、令和6年3月18日(月)(予定)を目途にプレゼンテーション審査の参加者に対し、参加申込書に記載された連絡先へ文書にて通知する。

なお、審査結果に対する問合せ及び異議申立ては一切受け付けない。

10 契約

審査結果に基づき、優先交渉権者を決定後、提案内容について協議を行い、両者の協議が整った場合、令和6年4月1日に本事業に係る契約を締結する。

優先交渉権者が契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、又は協議が整わない場合は、次点優先交渉権者と協議を行う。

11 スケジュール

実施内容	実施期間又は期限
公募開始	令和6年2月14日(水)
質問受付期間	令和6年2月14日(水)～ 令和6年2月21日(水)午後5時必着
提出書類受付期間	令和6年2月14日(水)～ 令和6年2月26日(月)午後5時必着
参加資格の通知	令和6年2月28日(水)(予定)
提案書等受付期間	令和6年3月11日(月)午後5時必着
プレゼンテーション実施日	令和6年3月12日(火)(予定)
審査結果の通知	令和6年3月18日(月)(予定)

1 2 プロポーザル参加に際しての留意事項

- (1) 参加者は、参加申込書の提出をもって、本実施要項の記載内容に同意したものとする。
- (2) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。
 - ・期限を過ぎて審査書類が提出された場合
 - ・提出した審査書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ・契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 本プロポーザルに係る企画提案は、1参加者につき、1提案とする。なお、提出期限後の審査書類の内容変更及び再提出は認めない。
- (4) 本プロポーザルへの参加に必要な経費は、すべて参加者の負担とする。
- (5) 参加者が1者のみの場合であっても審査は実施するが、審査の評価点の合計が、配点の6割以上の得点となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。
- (6) 提出された審査書類について、中津市情報公開条例（平成元年10月1日中津市条例第35号）に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となるが、その者の権利、競争上の地位、その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。公開に支障がある場合はあらかじめ申し出ること。
- (7) 提出された書類は、提案の審査終了後も返却しない。
- (8) 提案上限金額を超える提案は失格とする。
- (9) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加事業者が負うものとする。

1 3 プロポーザルの辞退

参加申請書を提出した後、本プロポーザルを辞退する場合は、(様式5) 辞退届を総務課施設用度係に持参もしくは郵送で提出すること。ただし、辞退届を提出した時点で、すでに市に提出した書類等は返却しないものとする。

1 4 書類の提出先及び問い合わせ先

住 所：〒871 - 8511 大分県中津市大字下池永 173 番地

担当者：中津市民病院 総務課 施設用度係

事務担当者 清末 恒住 中野

電 話：0 9 7 9 - 2 2 - 2 4 8 0

F A X：0 9 7 9 - 2 2 - 2 4 8 1

メール：youdo@nakatsu-hosp.jp